

「第9回大館・北秋ご当地グルメ秋まつり業務委託」 企画提案競技審査会設置要綱

(目的)

第1条 審査会は、第9回大館・北秋ご当地グルメ秋まつり業務の委託業者を企画提案競技により選定するに当たって、審査の公平性を確保することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審査会は次の事務を所掌する。

- (1) 企画提案競技参加者の提出する企画提案書についての審査及び評価判定に関する事項
- (2) 委託先業者の選定に関する事項

(委員の構成)

第3条 審査会の委員は、上小阿仁村食農観丸ごと推進協議会の幹事をもって構成する。

- (1) 秋田県北秋田地域振興局総務企画部地域企画課長
- (2) 秋田県北秋田地域振興局農林部農業振興普及課長
- (3) 上小阿仁村産業課長
- (4) かみこあに観光物産株式会社支配人兼駅長
- (5) 上小阿仁村商工会長事務長
- (6) 上小阿仁村観光協会専務理事
- (7) 秋田たかのす農業協同組合担い手課長

(運営)

第4条 審査会に審査委員長（以下「委員長」という。）を置き、秋田県北秋田地域振興局総務企画部地域企画課長を充てる。

- 2 委員長は、会務を総括し、審査会を代表する。
- 3 審査会の事務局は、北秋田地域振興局総務企画部地域企画課に置く。

(審査会)

第5条 審査会は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

- 3 審査会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。
ただし、やむを得ない事由があると委員長が判断した場合は、持ち回りをもって審査会の開催とみなすことができる。
- 4 審査会は、非公開とする。
- 5 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審査の実施方法)

第6条 審査は企画提案書による書類審査及びプレゼンテーションにより実施する。

- 2 審査は第7条に定める審査基準に基づき総合的に評価し、審査委員の協議により選出された第1順位者を委託候補者として選定する。

(審査基準)

第7条 審査基準は次のとおりとする。

- (1) 仕様書の理解度及び企画提案書の内容の的確性
- (2) 業務を履行する能力及び体制
- (3) 業務の実施方法の妥当性
- (4) 業務の履行に係る経費の額

(雑 則)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月22日から施行する。

